

ユーロ円3ヵ月金利先物等のブロック取引制度の見直しについて

平成 16 年 6 月 11 日

株式会社 東京金融先物取引所

《概括》

本取引所では、平成 15 年 5 月 9 日より全上場商品を対象に、ブロック取引制度を導入している。

ブロック取引とは、競争取引によらずに本取引所の定める数量以上で、同一限月または同一銘柄の売付取引と買付取引の申込を取引参加者が行い、それに対し本取引所が承認することにより成立する取引であり、大口取引を単一の価格で約定しようとする場合、有効な取引方法となっている。今回、ユーロ円3ヵ月金利先物等のブロック取引承認基準（以下、「承認基準」という）について、最優良気配値の制限値幅拡大等の条件緩和を認めようとするものである。

《見直しの趣旨》

ブロック取引の承認に当たっては、価格の公正性・透明性確保の観点から、申告を受け付けた直前一定時間（15 分間）における競争取引での約定価格、または申告を受け付けた時点の最優良気配値を参照し、判定を行っている。

しかし、現行の承認基準では、

- ・比較的流動性の高い期近限月においても、金融の量的緩和が継続する現状の下では、申告を受け付けた直前 15 分間の約定価格が一本しか無いケースが生じ、こうした場合には承認価格が当該約定価格のみに限定されるため、ブロック取引の執行が極端に制限されるほか、
- ・流動性の少ない期先限月においては、市場特性（ボラティリティ等）からして、提示される最優良気配値の値幅が広い（例えば、シリアル限月を除いた第 8 限月は概ね 0.015 ティック）のに対し、現行の承認基準では、最小値幅（0.005 ティック）で呼び値が示されていることが条件であるため、実質的にブロック取引の執行が困難な状況となっている。

このため、市場参加者から承認基準見直しの要望がなされており、この要望に応えるものである。

また、承認基準の見直しを行った場合においても、気配値が出ていない場合には、従来同様ブロック取引の申告を受付けないこととしているほか、最優良気配値の値幅に一定の制限を付すことにしており、こうした取り扱いとすることにより取引価格の公正確保を図ることにしている。

項 目	内 容	備 考
(4) 対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引の対象商品は、全上場商品とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引では、ストラテジー取引を行えないものとする。
(5) 申込数量	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引の申込数量は、以下のとおりとする。 500枚以上 ユーロ円3ヵ月金利先物、同オプション ユーロ円LIBOR3ヵ月金利先物、 2年円金利スワップ先物、5年円金利スワップ先物、 7年円金利スワップ先物及び10年円金利スワップ先物 100枚以上 米ドル・日本円通貨先物 	
(6) 価格の制限	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引の呼び値の価格は、以下のとおりとする。 ユーロ円3ヵ月金利先物、ユーロ円LIBOR3ヵ月金利先物 (a) ブロック取引の申込みを本取引所が受け付けた時刻(以下「受付時刻」という)の直前15分間に競争取引による約定価格が複数ある場合においては、当該約定価格のうち最も高い価格から最も低い価格までの範囲内の価格で、当該限月取引の最小変動幅の整数倍の価格 (b) 受付時刻の直前15分間に競争取引による約定がない場合または約定価格が一つの場合においては、受付時刻における競争取引による当該限月取引の最良売呼び値と最良買呼び値との価格差が次に定める範囲内であるときに限り、当該範囲内における当該限月取引の最小変動幅の整数倍の価格 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期限月取引において第1限月から第6限月及びシリアル限月 最小変動幅 ・ 四半期限月取引において第7限月以降 最小変動幅以上かつ最小変動幅の4倍以下 	<ul style="list-style-type: none"> 当該範囲は市場の状況に鑑み見直すことがある。 呼び値が全くない場合又は売呼び値若しくは買呼び値のどちらか一方のみの場合は認めない。

項 目	内 容	備 考
<p>(7) 取引の成立</p>	<p>ユーロ円3ヵ月金利先物オプション、米ドル・日本円通貨先物</p> <p>(a) 受付時刻の直前15分間に競争取引による約定価格のうち最も高い価格から最も低い価格までの範囲内の価格で、当該限月取引の最小変動幅の整数倍の価格</p> <p>(b) 受付時刻の直前15分間に競争取引による約定価格がない場合は、受付時刻における競争取引による当該限月取引の最良売呼び値と最良買呼び値との価格差が当該限月取引の最小変動幅と等しくなっているときに限り、当該最良売呼び値の価格又は最良買呼び値の価格</p> <p>2年円金利スワップ先物、5年円金利スワップ先物、7年円金利スワップ先物及び10年円金利スワップ先物</p> <p>受付時刻における競争取引による当該限月取引の最良売呼び値から最良買呼び値までの範囲がそれぞれ30銭、30銭、60銭、60銭を超えない限り、当該範囲内における当該限月取引の最小変動幅の整数倍の価格</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、ブロック取引の申込みの数量及び価格が所定の条件を満たしている場合、当該ブロック取引を承認し取引を成立させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 呼び値が全くない場合又は売呼び値若しくは買呼び値のどちらか一方のみの場合は認めない。 当該範囲は市場の状況に鑑み見直すことがある。 呼び値が全くない場合又は売呼び値若しくは買呼び値のどちらか一方のみの場合は認めない。
<p>(8) 取引成立時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引の成立時刻は、ブロック取引の申込みを受付けた後、本取引所が当該ブロック取引を承認した時刻とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引に係る取引日は、競争取引の取引時間帯に準じ、当該ブロック取引を承認した時刻により定まる。
<p>(9) 取引内容の通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、ブロック取引の承認後、申込みを行った取引参加者に成立した金融先物取引の内容（取引の成立時刻等）を通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者端末装置により通知する。

項 目	内 容	備 考
(10) ブロック取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所が必要と認める場合には、ブロック取引を停止することがある。 	
3. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、ブロック取引により成立した金融先物取引をギブアップすることができる。 	
4. 定率手数料、清算預託金	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引により成立した金融先物取引の定率手数料及び清算預託金は、競争取引により成立した金融先物取引と同様に扱うものとする。 	
5. 建玉	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引により成立した金融先物取引の建玉は、競争取引により成立した金融先物取引の建玉と同様に扱うものとする。 	
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、ブロック取引により成立した金融先物取引に関して必要な事項については、競争取引により成立した金融先物取引の規定を適用する。 	
7. ブロック取引に係る取引の公表	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、ブロック取引により成立した金融先物取引の約定価格及び取引数量を公表する。 本取引所は、各営業日におけるブロック取引により成立した金融先物取引の限月別又は銘柄別の四本値及び取引数量を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該内容は、参加者端末装置のメッセージ欄を用い公表する。 取引所日報により公表する。

《実施時期（予定）》

市場参加者の対応に留意しながら、平成16年7月実施を目処とする。

以 上